

## 平成 25 年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に關し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第 2 条 県は、県内の市町村、県内で小中高等学校を運営する学校法人、国立大学法人高知大学に附属する小中学校、一部事務組合、広域連合若しくは複数の市町村が中心になって組織する協議会若しくは公益的事業を行う法人（以下「市町村等」という。）又は NPO 等住民で組織された団体（以下「NPO 等」という。）が、「高知県環境基本計画第三次計画」（平成 23 年 4 月策定。以下「環境基本計画」という。）の目指す低炭素社会づくり、循環型社会づくり及び自然共生社会づくりの 3 つの社会づくりの方向性に沿った取組であり、かつ、県の環境政策と連携した取組を県内で行う事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、環境基本計画において計画の対象となる地球温暖化への対策、循環型社会への取組（3R の推進等）、自然環境を守る取組並びに環境ビジネスの振興及び環境学習の推進とネットワークづくりの 5 つの分野であり、次に掲げるハード事業及びソフト事業とする。

#### (1) 地球温暖化防止県民会議推進事業

高知県地球温暖化防止県民会議の会員又は会員が代表構成員となる実行委員会が行う県民、事業者等に地球温暖化対策に向けた率先行動を促す事業（高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業に限る。）

#### (2) 豊かな流域づくり活動支援事業

県又は市町村等が策定した清流保全計画に基づき、河川環境保全の取組を行い、流域の保全・振興・共生の仕組みづくりに取り組む団体等が行う次に掲げる事業

ア 流域の環境資源についての情報発信と活用

イ 河川環境学習の推進

ウ ア及びイに掲げるもののほか清流保全につながる取組

#### (3) 前 2 号に掲げる事業のほか、特に知事が必要があると認める事業

前 2 号に掲げる事業以外のもので、5 つの対象分野の事業であり、かつ、3 つの社会づくりにつながる効果があり、特に知事が必要があると認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象から除くものとする。

ア 市町村等の庁舎等の公用施設の整備に係る事業

イ 国又は県の他の補助事業として採択された事業

ウ コンクリートによる 3 面張の生活排水路及び埋設排水管水路の整備

エ 前年度採択事業と同じ事業内容が継続されている事業。ただし、関係者との合意形成及び推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業に

については、この限りでない。

3 補助事業には、県内の市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が中心になって組織する協議会が次条第3号に掲げる事業実施主体に対し補助を行う事業を含むものとする。

#### (事業実施主体)

第4条 事業実施主体は、次に掲げるものとする。

(1) 市町村等

(2) NPO等（次に掲げる要件に全て該当する団体に限る。）

ア 県内で不特定かつ多数の利益の増進に寄与する活動を行っている特定非営利活動法人、地球温暖化防止県民会議の会員（市町村等を除く。）又は民間の非営利の任意団体であること。

イ 任意団体にあっては、規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。

ウ 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とした団体でないこと又は特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的とした団体ではないこと。

エ 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。別表第2において同じ。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。別表第2において同じ。）の統制下にある団体でないこと。

(3) 県内の市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が中心になって組織する協議会の長が必要かつ適当であると認めて補助を行う団体（以下「その他の団体」という。）

#### (補助対象者及び交付先)

第5条 補助対象者及び交付先は、当該事業を行う市町村等又はNPO等（以下「補助事業者」という。）とする。

#### (補助対象経費及び補助率等)

第6条 補助事業の補助対象経費、補助率等は、次に掲げるとおりとする。ただし、役員及び常勤職員の人事費（賃金・謝金等をいう。）、事務所賃借料、光熱水費等経常的運営に要する経費、個人又は団体に贈与される寄附金、義援金等並びに飲食に係る経費は、補助対象とならない。

(1) 補助対象経費

ア 市町村等が事業実施主体となる場合

補助対象経費は、補助対象事業に要する経費から受益者負担金等特定財源を控除した額とする。ただし、元利償還費が地方交付税で措置される起債を財源に充当する場合において知事が必要があると認めるときは、補助対象事業に要する経費から当該起債の充当額と受益者負担金等特定財源との合計額を控除した額をもって、補助対象経費とすることができるものとする。

イ NPO等が事業実施主体となる場合

補助対象経費は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、補助対象事業に要する経費に対して市町村等が補助を行う場合は、補助に要する額（受益者負担金等の特定財源を除く。）とする。

ウ その他の団体が事業実施主体となる場合

補助対象経費は、補助対象事業に要する経費に対して市町村等が補助する額（受益者負担金等の特定財源を除く。）とする。

- (2) 補助率
- ア 交付先が市町村等の場合  
補助対象経費の2分の1以内
  - イ 交付先がNPO等の場合  
定額
- (3) 補助限度額
- ア 交付先が市町村等の場合  
1件当たりの補助金の範囲は、10万円以上150万円以下とする。
  - イ 交付先がNPO等の場合  
1件当たりの補助金の範囲は、50万円以下とする。
- (4) 事業期間  
単年度とする。
- 2 前項の規定により算出された補助金の交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- (補助金の交付の申請及び重要な変更)
- 第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付の決定を受けた補助事業について次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行おうとするときは、別記第2号様式による補助金交付決定変更申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 事業実施主体の変更
  - (2) 実施事業の新設又は廃止
  - (3) 事業実施箇所の変更
  - (4) 補助金の交付決定額に対して30パーセントを超える補助金の減額又は全ての増額
  - (5) 別表第1の1から5までに掲げる経費区分間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の30パーセントを超える配分の変更
  - (6) 事業内容の重要な部分に関する変更（必要に応じ事前に知事に協議すること。）
- 3 第1項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に100分の25を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

- (補助の条件)
- 第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、市町村等が、市町村等の長が必要かつ適当であると認める団体に対し、補助金を財源として間接補助金を交付するときにおいても、同様の条件を付さなければならない。
- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
  - (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交

付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

(3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

2 知事は、事業主体が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件若しくは規則、要綱等若しくはこれらに基づく知事の处分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の決定があった後においても取り消すことができる。

#### (事業の審査)

第9条 補助事業の公正かつ円滑な実施を図るため、補助事業の審査を次のとおり行う。

##### (1) 審査員の構成

審査を行う者（この条において「審査員」という。）は、高知県林業振興・環境部長が別に指名する。

##### (2) 審査会の実施

高知県林業振興・環境部環境共生課は、適時審査会を開催し、審査員は、申請書の内容に基づき、第4号に掲げる審査項目について審査し、採否判定表を作成するものとする。

##### (3) 審査の採点

###### ア 市町村等

次号アの(ア)から(才)までの各審査項目ごとに1点から5点までの採点を行い、審査員の合計点が75点以上の申請書を事業採択基準の目安とする。

###### イ NPO等

次号イの(ア)から(才)までの各審査項目ごとに1点から5点までの採点を行い、審査員の合計点が75点以上の申請書を事業採択基準の目安とする。

ウ 事業の合計点数が同じ場合は、審査員が協議の上、優先順位を付するものとする。

##### (4) 審査項目

###### ア 市町村等の審査項目

###### (ア) 事業目的の妥当性

- a 事業の目的及び目標が明確であるか。
- b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。
- c 市町村計画に明確かつ重要な位置付けがあるか。

###### (イ) 選択した手法の合理性

- a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。
- b 課題の解決につながる手法（事業内容、日程、人員、費用等）の検討がなされているか。
- c 無駄なく能率的な手法がとられているか。

###### (ウ) 事業の効果度

- a 事業実施によりどのような結果が得られるか。
- b 得られた結果が課題解決に結びつくか。
- c 費用に見合った事業効果が期待できるか。

###### (エ) 緊急性及び適時性

- a 社会通念上、緊急性があり、早急に実施する必要があるか。
- b 実施するための環境及び条件が整っているか。

###### (オ) 関係者の合意形成及び推進体制

- a 関係者との間で十分な協議がなされているか。
- b 必要な手続が実施され、又は予定されているか。
- c 事業実施に向けた推進体制が整っているか。

イ N P O 等の審査項目

(ア) 事業目的の妥当性

- a 事業の目的及び目標が明確であるか。
- b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。

(イ) 選択した手法の合理性

- a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。
- b 課題の解決につながる手法（事業内容、日程、人員、費用等）の検討がなされているか。
- c 無駄なく能率的な手法がとられているか。
- d 公益性のある活動であるか。

(ウ) 事業の効果度

- a 事業実施によりどのような結果が得られるか。
- b 得られた結果が課題解決に結びつくか。
- c 費用に見合った事業効果が期待できるか。

(エ) 地域住民の参加や協働

- a 地域住民及び様々な主体の参加があるか。
- b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。

(オ) 関係者の合意形成及び推進体制

- a 関係者との間で十分な協議がなされているか。
- b 必要に応じて市町村等との外部調整ができているか。
- c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができるか。

（補助金の交付の決定等）

第 10 条 知事は、第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の申請を前条の審査結果を踏まえ採択することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたもののが別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 11 条 知事は、補助事業者（又は間接補助事業者）が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告等）

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第 3 号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

- 2 第 7 条第 3 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 7 条第 3 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により

当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 知事は、前条第1項の規定により提出された実績報告書の決算額が第7条第2項第4号に掲げる変更額の範囲内である場合は、その決算額により額を確定し、当該補助事業者に確定額を通知するものとする。

（概算払の請求）

第14条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づく補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（検査等）

第15条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者及び関係機関に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

（財産の処分の制限）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 知事は、前項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

（補助事業の成果のフォローアップ）

第17条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度からおおむね3年の間、補助事業の成果等について、フォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じて報告を求めるものとする。

（グリーン購入）

第18条 補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第19条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

2 この要綱は、平成26年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第11条、第12条第3項、第15条から第17条まで及び第19条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第7条関係）

経費区分
1 委託料
2 工事請負費
3 備品購入費
4 負担金補助金
5 事務費
(1) 報償費
(2) 旅費
(3) 需用費（食糧費を除く。）
(4) 役務費
(5) 使用料及び賃借料
(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認めたもの

別表第2（第8条、第10条、第11条関係）

- 1 暴力団又は暴力団員等であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。